

# 入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します

記

## 1. 競争入札に付する事項

- |            |                                     |
|------------|-------------------------------------|
| (1) 件名     | 東京管区気象台 観測機器用バッテリーの購入(電子調達システム対象案件) |
| (2) 品名及び数量 | 規格書のとおり                             |
| (3) 納入場所   | 規格書のとおり                             |
| (4) 納入期限   | 規格書のとおり                             |

## 2. 競争に参加するものに必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和元・2・3年度(平成31・32・33年度)国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」において「B」・「C」・「D」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する
- (4) 証明書等(資格審査結果通知書(写)等)の提出期限日から開札の日までの期間に、東京管区気象台から指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 3. 入札説明書及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東京都清瀬市中清戸3-235  
東京管区気象台総務部会計課第一契約係(第一庁舎3F)  
TEL042-497-7188

## 4. 入札説明書等の交付期間等

- (1) 提出期限 令和3年4月21日(水)17時
- (2) 交付場所 上記3.(1)に同じ
- (3) 交付方法  
ア 電子調達システム(GEPS)にて交付する。  
イ 上記3.にて、電子データ(CD-R要持参)で交付する。

## 5. 証明書等提出期限等

- (1) 提出期限 令和3年4月22日(木)17時
- (2) 提出書類  
ア 証明書等(資格決定通知書(写)等)  
イ 参加方式確認書類(電子入札システムによる場合は「確認書」、紙入札方式による場合は「紙入札方式参加願」)

## 6. 入札執行日時・場所及び入札書の提出方法

- (1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。ただし、契約担当官等の承諾を得た場合は、紙により上記3.(1)まで提出すること。
- (2) 入札書の締め切り 令和3年5月13日(木)10時30分
- (3) 開札日時・場所 令和3年5月14日(金)10時30分 東京管区気象台入札室(第一庁舎3F)

## 7. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

## 8. その他

- (1) 2.に示す資格を有しない者及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札決定後、契約書を作成する。

令和3年4月6日

支出負担行為担当官

東京管区気象台長 吉田 隆

## 【契約の概要調書】

(契約件名)

東京管区気象台 観測機器用バッテリーの購入

(契約の概要)

- ・観測装置用バッテリーの更新のため。

(納入期限)

- ・規格書のとおり

(納入場所)

- ・規格書のとおり

(調達内容)

- ・規格書のとおり

注意点等

- ・証明書等提出期限 令和3年4月22日(木)17時まで
- ・最低価格落札方式
- ・電子調達システム対象案件

電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

電子調達システムヘルプデスク 電話:0570-014-889

(その他)

- (1) 同等品で応札する場合は、規格書に記載の期日までに当該商品の詳細仕様が分かる資料  
(カタログの写し等)及びサンプル等を提出し担当者的承を得ること。
- (2) 各種関係法令の規制を受けるものについては、その規則に従うこと。